

# ○大府市鳥獣飼養登録事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第19条に規定する鳥獣飼養登録に関する事務のうち、大府市（以下「市」という。）において行う事務については、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛知県規則第37号）及び鳥獣保護管理事業計画に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(申請書の提出等)

第2条 鳥獣飼養登録（以下「登録」という。）を行う者は、別に定める鳥獣飼養登録申請書を、当該鳥獣の捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録に当たっては、当該鳥獣が法第9条第1項の規定による捕獲許可に基づき捕獲されたものであることを、県からの通知文書等により確認するものとする。

(飼養登録票の交付)

第3条 市長は、登録に当たっては、鳥獣飼養登録票（第1号様式。以下「保有登録票」という。）及び鳥獣に装着する鳥獣飼養登録票（以下「装着登録票」という。）を交付するものとする。

2 装着登録票を交付するときは、鳥獣飼養足環代として実費を徴収するものとする。なお、実費については、時価の税込み価格（その額に、100円未満の端数が生じるときは、これを四捨五入した額）とする。

3 装着登録票は、別表の区分を標準として選択するものとする。

4 装着登録票の装着は、申請を処理する場所で行うものとする。

5 装着登録票は、申請者又はその者から委任された者が、担当職員立会のうえ、装着するものとする。

6 申請者から委任された者が装着登録票の装着を行う場合は、委任状（第2号様式）を提出しなければならない。

7 保有登録票の番号欄には、装着登録票の番号を記入するものとする。

(更新申請書の提出等)

第4条 鳥獣飼養登録を受けた者が有効期間の更新を受けようとするときは、更新する登録が効力を失う日の1月前から10日前までに別に定める更新申請書を提出するものとし、申請に当たっては、当該鳥獣及び保有登録票を提出しなければならない。

(登録の有効期間の更新)

第5条 登録の有効期間の更新に当たっては、保有登録票のみ書き換えをするものとし、装着登録票の付け替えは行わないものとする。

2 登録の有効期間の更新に当たっては、装着登録票の装着状況等の確認により登録した個体と同一個体であることを確認するものとし、確認できない場合は更新しないものとする。

(台帳等の整備)

第6条 市長は、登録をしたときは、鳥獣飼養登録台帳（第3号様式）及び装着登録票管理簿（第4号様式）により、その内容を整理するものとする。

(鳥獣の譲受け)

第7条 法第20条第3項の規定により鳥獣を譲り受けた者は、別に定める鳥獣譲受届及び譲り受けた鳥獣に係る保有登録票を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、提出された保有登録票の裏面にその内容を記載し、譲り受けた者に交付するものとする。

3 市長は、譲り渡した者が他の市町村に住所を有する者であるときは、譲り渡した者の住所地において当該事務を所管する機関の長に対し、譲渡しがあつた旨を通知するとともに、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。

4 市長は、鳥獣飼養登録台帳受理後、市の鳥獣飼養登録台帳に譲受けの旨を記載するものとする。

(鳥獣の引受け)

第8条 法第20条第3項の規定により鳥獣を引き受けた者は、別に定める鳥獣引受届及び引き受けた鳥獣に係る保有登録票を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、内容を確認のうえ届出書に受付印を押し、その写しとともに届け出た者に保管させるものとする。ただし、保有登録票に記載されている者へ再び引き渡されたときには、届出書の写しの交付は行わないものとする。

3 市長は、引き渡した者が他の市町村に住所を有する者であるときは、引き渡した者の住所地において当該事務を所管する機関の長に対し、引渡しがあつた旨を通知するとともに、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。

4 市長は、鳥獣飼養登録台帳受理後、市の鳥獣飼養登録台帳に引受けの旨を記載するものとする。

(住所又は氏名の変更)

第9条 登録を受けた者は、住所又は氏名の変更があつたときは、別に定める住所等変更届及び保有登録票を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときは、保有登録票の裏面にその内容を記載し、住所又は氏名を変更した者に交付するものとする。

3 市長は、住所又は氏名の変更の届出をした者が他の市町村から転入した者であるときは、その住所地において当該事務を所管する機関の長に対し、住所又は氏名の変更があつた旨を通知するとともに、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。

4 市長は、鳥獣飼養登録台帳受理後、市の鳥獣飼養登録台帳に住所又は氏名の変更の旨を記載するものとする。

(登録票の返納)

第10条 登録を受けた者は、飼養している鳥獣がへい死又は逃亡したときは、速やかに保有登録票及び装着登録票を返納しなければならない。ただし、装着登録票を装着したまま鳥が逃亡した場合は、保有登録票を返納させるとともに、別に定める装着登録票の亡失届を提出しなければならない。

(通知)

第11条 市長は、登録をしたときは、鳥獣飼養登録調書（第5号様式）を添えて、関係する鳥獣保護管理員に通知するものとする。

（委任）

第12条 登録事務の取扱いに当たっては、この要領に定めるもののほか、必要が生じた場合は知多県民事務所長と協議のうえ処理するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

装着登録票 の区分	鳥の種類
B	メジロ